

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字栗坪字町二六七番七地 先から同市大字栗坪字前畑八六番 四地先まで</p>	<p>日高市大字栗坪字町二六七番七地 先から同市大字栗坪字前畑八六番 四地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇〜一三・五〇</p>	<p>九・五〇〇〜一一・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四八四・三〇</p>	<p>四八四・三〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>